

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月17日提出
【計算期間】	第31特定期間(自 2019年11月21日至 2020年5月20日)
【ファンド名】	日本Ｊリートオープン（毎月分配型）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の

投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（４）その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（５）資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

（１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

（２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

（３）ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

（１）インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（２）特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

〔属性区分表の定義〕

《投資対象資産による属性区分》

（１）株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、

積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色 には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を含わせて説明している部分があります。

■ファンドの特色

1 わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。

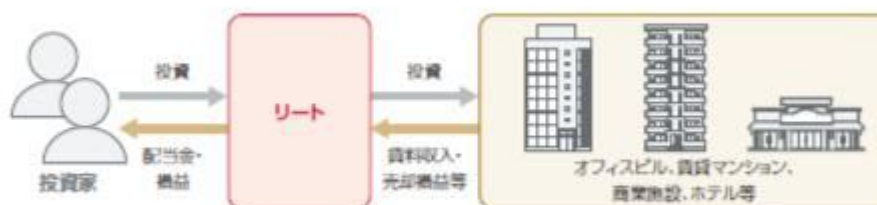
リート・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。

一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。



2 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位に保ち、不動産投資信託から支払われる分配金(配当金)の確保を目指します。

3 株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。



株式会社三井住友トラスト基礎研究所

主な業務内容は、以下のとおりです。

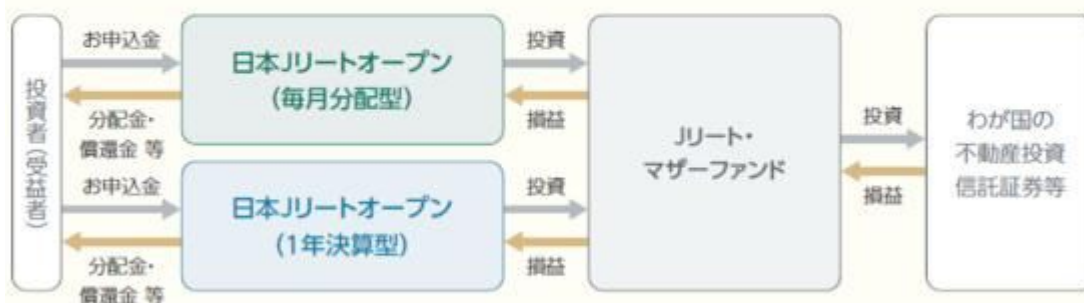
- 不動産の投資適格性評価、不動産投資市場の将来予測など不動産投資に関する調査、研究の受託およびコンサルティング
- 住宅・オフィス・商業施設など、主要不動産の需給動向や市場予測、不動産市場に関する調査、研究の受託およびコンサルティング
- J-REIT等の不動産を原資産とする有価証券に係る投資助言業務の受託

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ファンドの取扱いには販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

※各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いには販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

● 分配方針

日本リートオープン(毎月分配型)

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

日本リートオープン(1年決算型)

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

(各ファンド共通事項)

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、この信託に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

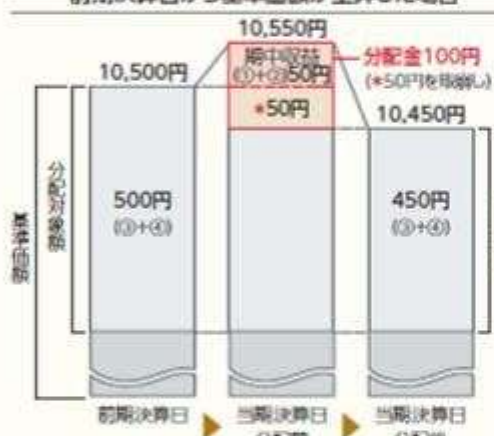
ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、非配「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

（２）【ファンドの沿革】

2004年12月16日

信託契約締結、設定、運用開始

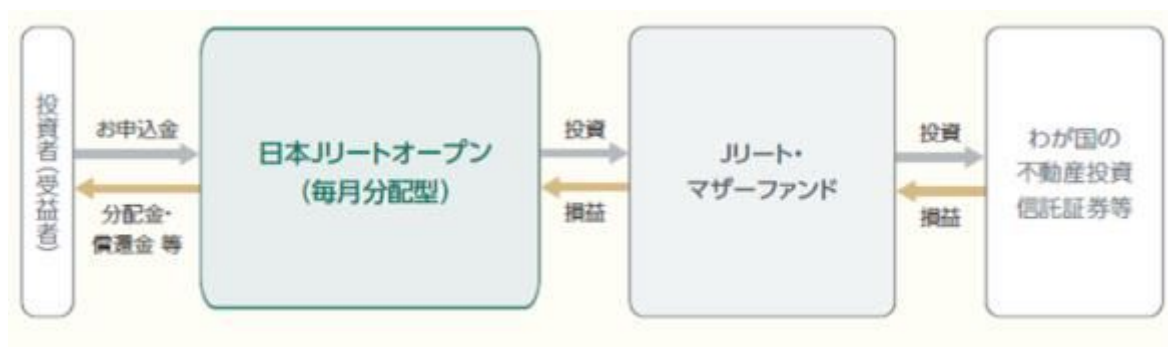
2007年 1月 4日

投資信託振替制度へ移行

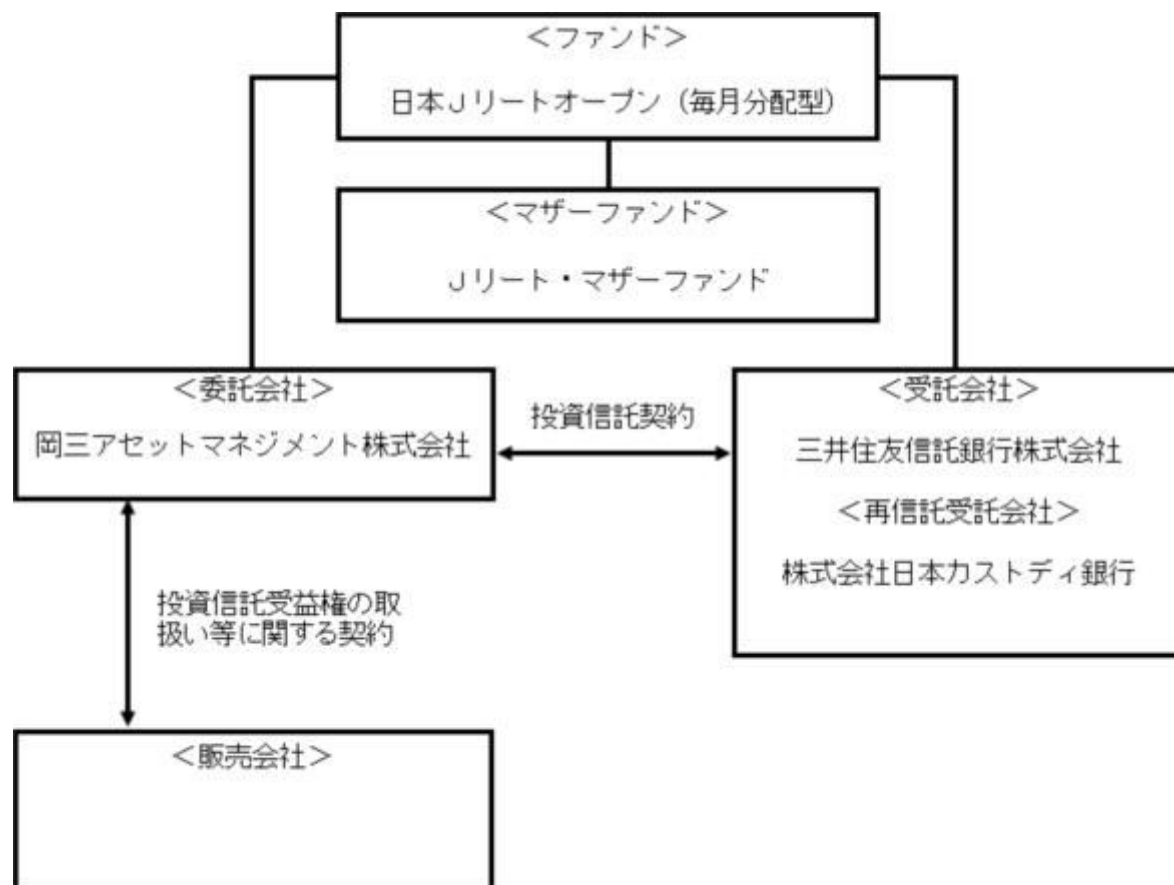
（３）【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
------	----

委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2020年5月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日

「日本投信委託株式会社」設立

1987年 6月27日

第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

1990年 6月30日

第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

2008年 4月 1日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

Ｊリート・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．「Ｊリート・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所に上場し

ている（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

ハ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＪリート・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ニ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ホ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ヘ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ｃ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

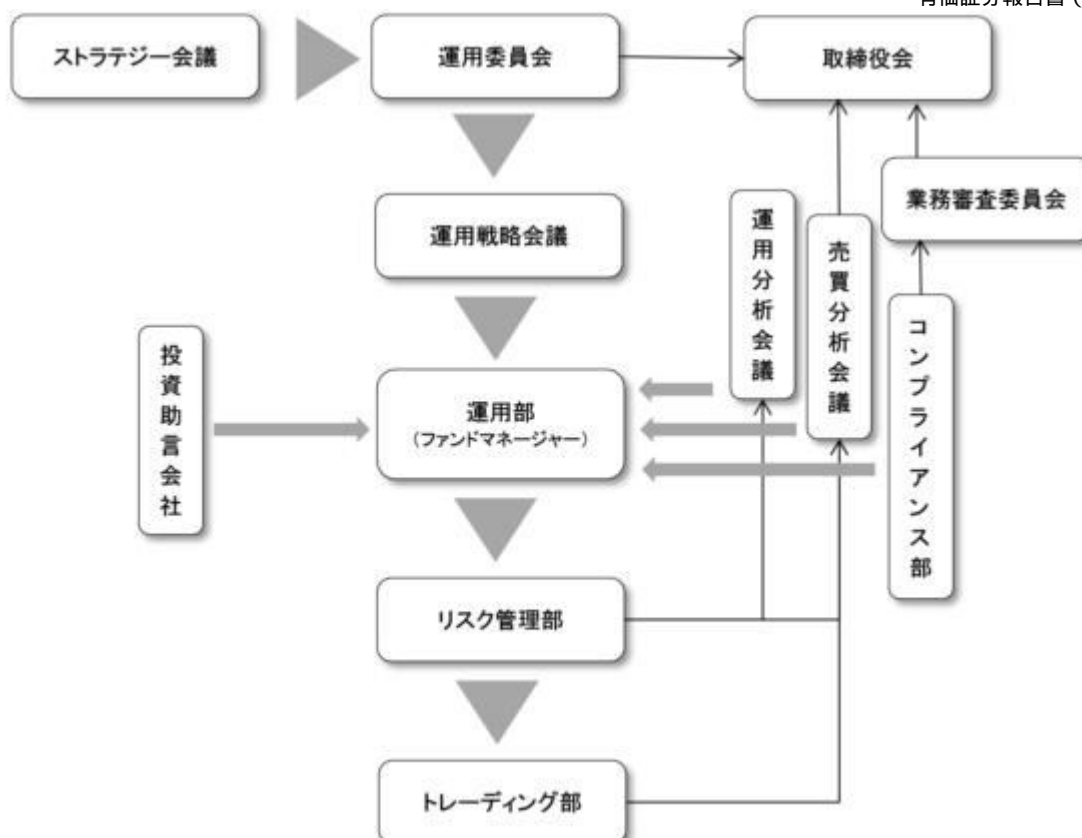
Jリート・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に加え、投資助言会社からの投資助言を参考に個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。
投資助言会社	投資助言会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、投資助言を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2020年5月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■ 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、この信託に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

b 分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益（評価益を含みます。）が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 株式への投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 公社債の運用指図
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。
- 投資する投資信託証券の範囲
委託会社が投資することを指図する投資信託証券は、取引所に上場されている投資信託証券とします。ただし、上場予定の投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社は投資することを指図することができるものとします。
- 資金の借入れ
 - a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払

開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

- 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規

程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

日本リートオープン(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2015年6月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	30.0	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	△ 15.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	5.5	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

追加型証券投資信託「日本」リートオープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の基準価額の0.10%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.045%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.495%（税抜0.45%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.495%（税抜0.45%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2020年5月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2020年 5月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,637,019,644	98.79
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	154,832,892	1.21
合計（純資産総額）		12,791,852,536	100.00

（参考）Ｊリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	15,066,758,840	98.42
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	242,128,131	1.58
合計（純資産総額）		15,308,886,971	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	Ｊリート・マザーファンド	4,625,894,884	2.5833	11,950,074,253	2.7318	12,637,019,644	98.79

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.79
合計	98.79

（参考）Ｊリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,454	813,317	1,182,563,979	676,000	982,904,000	6.42
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,607	741,996	1,192,387,941	588,000	944,916,000	6.17
3	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,644	298,341	788,814,582	304,000	803,776,000	5.25
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	5,004	200,472	1,003,163,589	132,500	663,030,000	4.33

5	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,297	300,388	689,993,050	266,400	611,920,800	4.00
6	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,728	354,003	611,718,842	335,500	579,744,000	3.79
7	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	3,843	141,123	542,336,649	143,700	552,239,100	3.61
8	日本	投資証券	日本リートファンド投資法人 投資証券	3,841	216,581	831,891,458	142,200	546,190,200	3.57
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,627	196,827	910,721,820	114,200	528,403,400	3.45
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	3,116	237,952	741,459,584	155,800	485,472,800	3.17
11	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	703	773,316	543,641,281	598,000	420,394,000	2.75
12	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	2,349	169,749	398,742,562	176,700	415,068,300	2.71
13	日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,123	490,226	550,524,782	366,500	411,579,500	2.69
14	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,232	280,829	345,981,894	286,500	352,968,000	2.31
15	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	544	767,345	417,435,821	629,000	342,176,000	2.24
16	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	953	488,851	465,875,593	329,000	313,537,000	2.05
17	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	461	674,818	311,091,291	653,000	301,033,000	1.97
18	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,202	172,084	378,930,708	133,300	293,526,600	1.92
19	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,987	159,383	316,694,358	145,500	289,108,500	1.89
20	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,036	165,258	336,465,912	138,600	282,189,600	1.84
21	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	6,264	87,749	549,662,887	44,850	280,940,400	1.84
22	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	4,101	97,294	399,004,088	67,100	275,177,100	1.80
23	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,743	199,062	346,965,682	148,800	259,358,400	1.69
24	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	2,056	142,616	293,218,960	114,000	234,384,000	1.53
25	日本	投資証券	M C U B S M i d C i t y投資法人 投資証券	2,757	114,187	314,815,376	84,700	233,517,900	1.53
26	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	484	473,475	229,161,982	469,000	226,996,000	1.48
27	日本	投資証券	日本リート投資法人 投資証券	571	433,181	247,346,749	378,500	216,123,500	1.41
28	日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,070	214,684	229,712,287	200,400	214,428,000	1.40
29	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,329	159,511	211,990,132	160,700	213,570,300	1.40
30	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	2,133	106,240	226,610,879	98,900	210,953,700	1.38

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資証券	98.42
合計	98.42

【投資不動産物件】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

		純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12特定期間末	（2010年11月22日）	2,523,080,698	2,629,836,148	0.4661	0.4841
第13特定期間末	（2011年 5月20日）	2,806,140,923	2,908,035,335	0.4758	0.4938
第14特定期間末	（2011年11月21日）	2,710,711,201	2,826,933,414	0.3651	0.3831
第15特定期間末	（2012年 5月21日）	4,162,141,152	4,317,430,888	0.3912	0.4092
第16特定期間末	（2012年11月20日）	4,889,433,788	5,116,086,397	0.4371	0.4551
第17特定期間末	（2013年 5月20日）	20,256,816,321	20,626,212,707	0.6207	0.6387
第18特定期間末	（2013年11月20日）	26,042,154,193	26,736,828,174	0.5782	0.5962
第19特定期間末	（2014年 5月20日）	37,921,806,390	39,082,336,701	0.5963	0.6143
第20特定期間末	（2014年11月20日）	23,199,899,075	23,890,347,985	0.6955	0.7135
第21特定期間末	（2015年 5月20日）	25,599,019,529	26,174,353,733	0.7218	0.7398
第22特定期間末	（2015年11月20日）	23,277,484,163	23,915,955,588	0.6730	0.6910
第23特定期間末	（2016年 5月20日）	21,270,847,798	21,830,341,053	0.7178	0.7358
第24特定期間末	（2016年11月21日）	21,067,169,207	21,651,778,948	0.6445	0.6625
第25特定期間末	（2017年 5月22日）	19,679,100,072	20,260,134,029	0.6422	0.6602
第26特定期間末	（2017年11月20日）	16,359,126,671	16,870,511,910	0.6111	0.6291
第27特定期間末	（2018年 5月21日）	15,440,650,552	15,898,723,467	0.6277	0.6457
第28特定期間末	（2018年11月20日）	14,215,582,327	14,637,216,177	0.6371	0.6551
第29特定期間末	（2019年 5月20日）	14,128,017,483	14,508,713,411	0.6807	0.6987
第30特定期間末	（2019年11月20日）	15,660,935,118	16,026,863,626	0.7587	0.7767

第31特定期間末	(2020年 5月20日)	12,031,980,371	12,425,586,431	0.5438	0.5618
	2019年 5月末日	13,804,075,040	—	0.6699	—
	6月末日	13,886,769,869	—	0.6768	—
	7月末日	14,346,235,210	—	0.7022	—
	8月末日	14,559,164,920	—	0.7253	—
	9月末日	14,681,822,719	—	0.7473	—
	10月末日	15,520,349,499	—	0.7680	—
	11月末日	15,942,395,147	—	0.7576	—
	12月末日	15,947,878,043	—	0.7327	—
	2020年 1月末日	16,499,198,422	—	0.7541	—
	2月末日	15,039,438,974	—	0.6895	—
	3月末日	11,833,613,467	—	0.5430	—
	4月末日	11,741,031,499	—	0.5343	—
	5月末日	12,791,852,536	—	0.5746	—

【分配の推移】

日本Jリートオープン（毎月分配型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第12特定期間	2010年 5月21日～2010年11月22日	0.0180円
第13特定期間	2010年11月23日～2011年 5月20日	0.0180円
第14特定期間	2011年 5月21日～2011年11月21日	0.0180円
第15特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	0.0180円
第16特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	0.0180円
第17特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	0.0180円
第18特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	0.0180円
第19特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	0.0180円
第20特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	0.0180円
第21特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	0.0180円
第22特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	0.0180円
第23特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	0.0180円
第24特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	0.0180円
第25特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	0.0180円
第26特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	0.0180円
第27特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	0.0180円
第28特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.0180円
第29特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	0.0180円
第30特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.0180円
第31特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	0.0180円

【収益率の推移】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

	期間	収益率（％）
第12特定期間	2010年 5月21日～2010年11月22日	10.1
第13特定期間	2010年11月23日～2011年 5月20日	5.9
第14特定期間	2011年 5月21日～2011年11月21日	19.5
第15特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	12.1
第16特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	16.3
第17特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	46.1
第18特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	3.9
第19特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	6.2
第20特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	19.7
第21特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	6.4
第22特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	4.3
第23特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	9.3
第24特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	7.7
第25特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	2.4
第26特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	2.0
第27特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	5.7
第28特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	4.4
第29特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	9.7
第30特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	14.1
第31特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	26.0

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

日本Ｊリートオープン（毎月分配型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第12特定期間	1,231,576,111	2,296,950,659
第13特定期間	2,231,648,445	1,747,600,304
第14特定期間	2,891,833,563	1,365,023,684
第15特定期間	7,611,391,883	4,395,022,588
第16特定期間	9,689,481,169	9,145,026,435
第17特定期間	41,685,425,648	20,235,567,168
第18特定期間	24,898,172,389	12,490,038,020
第19特定期間	41,065,366,282	22,517,323,718
第20特定期間	15,468,382,486	45,701,167,047

第21特定期間	16,625,703,382	14,519,501,775
第22特定期間	5,259,149,877	6,134,762,163
第23特定期間	9,671,117,329	14,627,259,427
第24特定期間	6,494,198,895	3,437,301,029
第25特定期間	3,517,555,548	5,565,775,604
第26特定期間	882,553,902	4,753,242,527
第27特定期間	1,425,548,415	3,595,840,208
第28特定期間	1,008,166,748	3,297,206,938
第29特定期間	1,430,700,214	2,986,816,079
第30特定期間	4,302,621,999	4,415,564,513
第31特定期間	3,021,579,365	1,539,533,561

参考情報



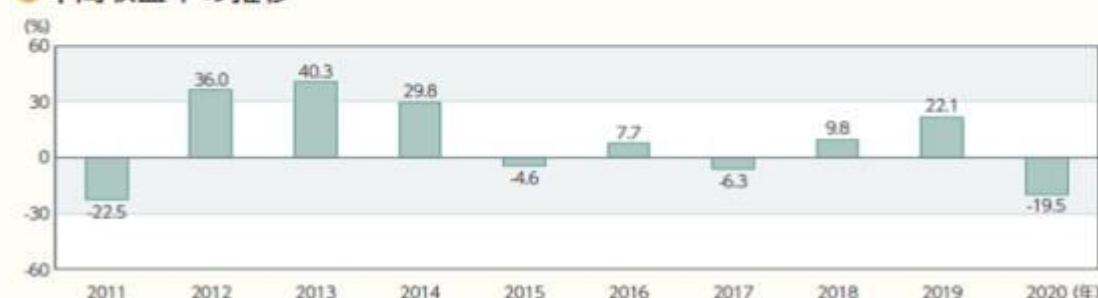
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

リート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人 投資証券	6.42%
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6.17%
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	5.25%
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	4.33%
大和ハウスリート投資法人 投資証券	4.00%
アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	3.79%
GLP投資法人 投資証券	3.61%
日本リテールファンド投資法人 投資証券	3.57%
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3.45%
オリックス不動産投資法人 投資証券	3.17%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2020年は5月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振

法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日につきましては、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ

わせ下さい。

- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
 - ・ 解約手数料はありません。
 - ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
- 解約請求の受付の中止及び取消
- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
 - ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお

問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2004年12月16日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎月21日から翌月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場

合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更」 d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b ～ e の規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月21日から11月20日まで、11月21日から翌年5月20日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合

の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31特定期間（2019年11月21日から2020年 5月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本Ｊリートオープン（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第30特定期間末 (2019年11月20日現在)	第31特定期間末 (2020年 5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,311,986	10,539,115
コール・ローン	231,833,720	150,249,994
親投資信託受益証券	15,521,113,506	11,950,074,253
流動資産合計	15,762,259,212	12,110,863,362
資産合計	15,762,259,212	12,110,863,362
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	61,927,273	66,373,410
未払解約金	26,098,388	2,263,112
未払受託者報酬	692,541	533,636
未払委託者報酬	12,465,720	9,605,450
未払利息	412	256
その他未払費用	139,760	107,127
流動負債合計	101,324,094	78,882,991
負債合計	101,324,094	78,882,991
純資産の部		
元本等		
元本	*1 20,642,424,481	*1 22,124,470,285
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,981,489,363	10,092,489,914
（分配準備積立金）	1,773,038,501	1,552,021,782
元本等合計	15,660,935,118	12,031,980,371
純資産合計	*3 15,660,935,118	*3 12,031,980,371
負債純資産合計	15,762,259,212	12,110,863,362

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
営業収益		
受取利息	628	661
有価証券売買等損益	2,009,700,365	4,177,600,367
営業収益合計	2,009,700,993	4,177,599,706
営業費用		
支払利息	69,280	31,609
受託者報酬	3,975,892	3,895,184
委託者報酬	71,566,036	70,113,306
その他費用	805,164	787,498
営業費用合計	76,416,372	74,827,597
営業利益又は営業損失（ ）	1,933,284,621	4,252,427,303
経常利益又は経常損失（ ）	1,933,284,621	4,252,427,303
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,933,284,621	4,252,427,303
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	18,683,372	20,870,074
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,627,349,512	4,981,489,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,253,917,271	431,947,940
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,253,917,271	431,947,940
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,156,729,863	917,785,202
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,156,729,863	917,785,202
分配金	*1 365,928,508	*1 393,606,060
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,981,489,363	10,092,489,914

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い	当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2019年11月21日から2020年 5月20日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第30特定期間末 (2019年11月20日現在)	第31特定期間末 (2020年 5月20日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 20,642,424,481口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 22,124,470,285口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 4,981,489,363円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 10,092,489,914円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7587円 (10,000口当たりの純資産額 7,587円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5438円 (10,000口当たりの純資産額 5,438円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
*1. 分配金の計算過程 第174計算期間(2019年 5月21日～2019年 6月20日)	*1. 分配金の計算過程 第180計算期間(2019年11月21日～2019年12月20日)

第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日			第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日		
費用控除後の配当等収A	30,492,577円		費用控除後の配当等収A	21,900,608円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	34,670,595円		費用控除後・繰越欠損B	0円	
金補填後の有価証券売 買等損益額			金補填後の有価証券売 買等損益額		
収益調整金額 C	6,443,957,342円		収益調整金額 C	7,135,332,663円	
分配準備積立金額 D	275,807,318円		分配準備積立金額 D	1,731,436,789円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	6,784,927,832円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	8,888,670,060円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	20,698,803,302口		当ファンドの期末残存F	21,680,060,848口	
口数			口数		
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	3,277円		10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	4,099円	
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金H	30円		10,000口当たり分配金H	30円	
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	62,096,409円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	65,040,182円	
第175計算期間(2019年 6月21日～2019年 7月22日)			第181計算期間(2019年12月21日～2020年 1月20日)		
費用控除後の配当等収A	42,259,042円		費用控除後の配当等収A	64,683,621円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	329,836,922円		費用控除後・繰越欠損B	0円	
金補填後の有価証券売 買等損益額			金補填後の有価証券売 買等損益額		
収益調整金額 C	6,406,649,712円		収益調整金額 C	7,230,911,755円	
分配準備積立金額 D	270,683,828円		分配準備積立金額 D	1,666,639,100円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	7,049,429,504円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	8,962,234,476円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	20,557,264,255口		当ファンドの期末残存F	21,859,650,162口	
口数			口数		
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	3,429円		10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	4,099円	
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金H	30円		10,000口当たり分配金H	30円	
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	61,671,792円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	65,578,950円	
第176計算期間(2019年 7月23日～2019年 8月20日)			第182計算期間(2020年 1月21日～2020年 2月20日)		
費用控除後の配当等収A	41,464,181円		費用控除後の配当等収A	42,183,906円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	531,046,813円		費用控除後・繰越欠損B	42,684,685円	
金補填後の有価証券売 買等損益額			金補填後の有価証券売 買等損益額		
収益調整金額 C	6,329,763,369円		収益調整金額 C	7,266,500,224円	
分配準備積立金額 D	565,723,746円		分配準備積立金額 D	1,646,080,436円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	7,467,998,109円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	8,997,449,251円	
収益額			収益額		

第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
当ファンドの期末残存F 20,284,724,957口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 3,681円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 60,854,174円 第177計算期間(2019年 8月21日～2019年 9月20日) 費用控除後の配当等収A 55,568,263円 益額 費用控除後・繰越欠損B 246,085,472円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 6,232,642,757円 分配準備積立金額 D 1,018,613,015円 当ファンドの配対象E=A+B+C+D 7,552,909,507円 収益額 当ファンドの期末残存F 19,854,868,219口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 3,804円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 59,564,604円 第178計算期間(2019年 9月21日～2019年10月21日) 費用控除後の配当等収A 30,544,182円 益額 費用控除後・繰越欠損B 701,092,204円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 6,325,520,357円 分配準備積立金額 D 1,200,071,744円 当ファンドの配対象E=A+B+C+D 8,257,228,487円 収益額 当ファンドの期末残存F 19,938,085,601口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 4,141円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 59,814,256円 第179計算期間(2019年10月22日～2019年11月20日) 費用控除後の配当等収A 14,965,363円 益額	当ファンドの期末残存F 21,897,768,690口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 4,108円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 65,693,306円 第183計算期間(2020年 2月21日～2020年 3月23日) 費用控除後の配当等収A 66,551,361円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 7,212,726,293円 分配準備積立金額 D 1,639,757,484円 当ファンドの配対象E=A+B+C+D 8,919,035,138円 収益額 当ファンドの期末残存F 21,702,515,360口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 4,109円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 65,107,546円 第184計算期間(2020年 3月24日～2020年 4月20日) 費用控除後の配当等収A 28,242,670円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 7,317,377,873円 分配準備積立金額 D 1,632,612,006円 当ファンドの配対象E=A+B+C+D 8,978,232,549円 収益額 当ファンドの期末残存F 21,937,555,416口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 4,092円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 65,812,666円 第185計算期間(2020年 4月21日～2020年 5月20日) 費用控除後の配当等収A 26,008,399円 益額

第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日				第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日			
費用控除後・繰越欠損B		0円		費用控除後・繰越欠損B		0円	
金補填後の有価証券売 買等損益額				金補填後の有価証券売 買等損益額			
収益調整金額	C	6,667,963,164円		収益調整金額	C	7,396,013,941円	
分配準備積立金額	D	1,820,000,411円		分配準備積立金額	D	1,592,386,793円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D		8,502,928,938円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D		9,014,409,133円	
収益額				収益額			
当ファンドの期末残存F		20,642,424,481口		当ファンドの期末残存F		22,124,470,285口	
口数				口数			
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000		4,119円		10,000口当たり収益分G=E/F*10,000		4,074円	
配対象額				配対象額			
10,000口当たり分配金H		30円		10,000口当たり分配金H		30円	
額				額			
収益分配金金額	I=F*H/10,000	61,927,273円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	66,373,410円	

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第30特定期間末 (2019年11月20日現在)	第31特定期間末 (2020年 5月20日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第30特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第31特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第30特定期間末 (2019年11月20日現在)	第31特定期間末 (2020年 5月20日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 20,755,366,995円	期首元本額 20,642,424,481円
期中追加設定元本額 4,302,621,999円	期中追加設定元本額 3,021,579,365円
期中一部解約元本額 4,415,564,513円	期中一部解約元本額 1,539,533,561円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第30特定期間末（2019年11月20日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	125,191,723
合計	125,191,723

第31特定期間末（2020年 5月20日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	190,746,758
合計	190,746,758

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円計	Jリート・マザーファンド	4,625,894,884	11,950,074,253	
		銘柄数：1	4,625,894,884	11,950,074,253	
		組入時価比率：99.3%		100.0%	
合計				11,950,074,253	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「Jリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

Jリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2019年11月20日現在	2020年 5月20日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			16,501,996	4,208,446
コール・ローン			393,103,715	53,414,776
投資証券			18,420,927,840	14,286,967,020
未収配当金			108,783,800	128,674,152
流動資産合計			18,939,317,351	14,473,264,394
資産合計			18,939,317,351	14,473,264,394
負債の部				
流動負債				
未払金			208,588,281	-

科 目	期 別	注記番 号	2019年11月20日現在	2020年 5月20日現在
			金額	金額
未払利息			700	91
その他未払費用			3,258	1,411
流動負債合計			208,592,239	1,502
負債合計			208,592,239	1,502
純資産の部				
元本等				
元本		*1	5,368,993,391	5,602,712,850
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			13,361,731,721	8,870,550,042
元本等合計			18,730,725,112	14,473,262,892
純資産合計		*2	18,730,725,112	14,473,262,892
負債純資産合計			18,939,317,351	14,473,264,394

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2019年11月20日現在		2020年 5月20日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,368,993,391口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,602,712,850口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	3.4887円	1口当たりの純資産額	2.5833円
(10,000口当たりの純資産額	34,887円)	(10,000口当たりの純資産額	25,833円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2019年11月20日現在	2020年 5月20日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

期 別	2019年11月20日現在	2020年 5月20日現在
項 目		
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2019年11月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年 5月21日
期首元本額	5,542,257,535円
期首より2019年11月20日までの追加設定元本額	389,690,021円
期首より2019年11月20日までの一部解約元本額	562,954,165円
期末元本額	5,368,993,391円
2019年11月20日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,448,967,669円
三重県応援ファンド	128,863,071円
福井県応援ファンド	125,850,317円
香川県応援ファンド	164,582,149円
世界９資産分散ファンド（投資比率変動型）	15,352,550円
円ヘッジソブリン／Ｊリート インカムオープン（毎月決算型）	144,237,709円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	97,803,240円
ラップ・アプローチ（安定コース）	6,208,581円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	10,332,652円
ラップ・アプローチ（成長コース）	23,421,784円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	1,746,472円
くまもと未来応援ファンド	107,595,074円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	94,032,123円

2020年 5月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年11月21日
期首元本額	5,368,993,391円
期首より2020年 5月20日までの追加設定元本額	671,891,327円

2020年 5月20日現在	
期首より2020年 5月20日までの一部解約元本額	438,171,868円
期末元本額	5,602,712,850円
2020年 5月20日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,625,894,884円
三重県応援ファンド	157,161,993円
福井県応援ファンド	152,750,268円
香川県応援ファンド	195,669,495円
世界９資産分散ファンド（投資比率変動型）	- 円
円ヘッジソブリン／Ｊリート インカムオープン（毎月決算型）	- 円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	191,298,647円
ラップ・アプローチ（安定コース）	7,185,890円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	11,385,697円
ラップ・アプローチ（成長コース）	25,463,987円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	3,748,202円
くまもと未来応援ファンド	129,280,566円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	102,873,221円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2019年11月20日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	2,194,217,549
合計	2,194,217,549

2020年 5月20日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	4,739,170,052
合計	4,739,170,052

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	278	27,883,400	
		S O S i L A 物流リート投資法人 投資証券	632	80,011,200	
		日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	461	294,118,000	
		M C U B S M i d C i t y 投資法人 投資証券	2,757	215,597,400	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,987	279,173,500	
		産業ファンド投資法人 投資証券	2,349	386,880,300	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,728	580,608,000	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	1,127	194,971,000	
		アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,123	402,595,500	
		G L P 投資法人 投資証券	3,843	529,565,400	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	641	200,953,500	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,644	815,674,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投資証券	306	121,941,000	
		O n e リート投資法人 投資証券	109	26,748,600	
		イオンリート投資法人 投資証券	2,056	226,776,800	
		ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,036	254,907,200	
		日本リート投資法人 投資証券	571	193,569,000	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	11,098	166,359,020	
		積水ハウス・リート投資法人 投資証券	4,101	264,514,500	
		トーセイ・リート投資法人 投資証券	291	29,216,400	
		ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,070	211,004,000	
		ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	359	43,439,000	

野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	5,004	601,480,800	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,329	207,324,000	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	133	13,419,700	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	484	222,398,000	
投資法人みらい 投資証券	1,940	73,526,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	394	36,957,200	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	348	129,282,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	157	23,691,300	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	251	23,192,400	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人 投資証券	172	22,222,400	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,454	881,124,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,607	870,994,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,841	515,462,200	
オリックス不動産投資法人 投資証券	3,116	433,435,600	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	953	288,759,000	
プレミア投資法人 投資証券	1,050	116,025,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,743	236,002,200	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	1,965	179,994,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,627	528,866,100	
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,262	157,750,000	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	7,523	184,313,500	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	448	147,392,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	1,093	110,174,400	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,232	349,395,200	
福岡リート投資法人 投資証券	1,202	146,043,000	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	703	423,206,000	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	871	61,928,100	
	544	336,736,000	

計	大和証券オフィス投資法人 投資証券			
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	798	106,293,600	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,297	603,192,200	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	6,264	251,812,800	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	2,133	195,809,400	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,202	262,258,200	
	銘柄数：55	100,707	14,286,967,020	
	組入時価比率：98.7%		100.0%	
	合計		14,286,967,020	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本Jリートオープン（毎月分配型）

（2020年 5月29日現在）

資産総額	12,827,183,247円
負債総額	35,330,711円
純資産総額（ - ）	12,791,852,536円
発行済数量	22,261,985,946口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5746円

（参考）Jリート・マザーファンド

（2020年 5月29日現在）

資産総額	15,308,889,243円
負債総額	2,272円
純資産総額（ - ）	15,308,886,971円
発行済数量	5,603,859,371口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.7318円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2020年5月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2020年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	151	9,482
追加型公社債投資信託	3	2,363
単位型株式投資信託	57	890
単位型公社債投資信託	8	103
合計	219	12,838

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		15,708,895	11,807,346
有価証券		90,390	464,800
未収委託者報酬		1,080,542	939,305
未収運用受託報酬		14,356	14,133
未収投資助言報酬		11,660	11,959
前払費用		66,647	64,503
未収入金		5,399	22,805
未収収益		19,886	13,659
その他の流動資産		4,904	50,481
流動資産合計		17,002,683	13,388,994
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	228,682	216,836
器具備品	1	37,985	59,198
有形固定資産合計		266,667	276,035
無形固定資産			
ソフトウェア		6,782	4,399

電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	8,904	6,521
投資その他の資産		
投資有価証券	1,647,347	1,109,287
親会社株式	348,548	290,033
長期差入保証金	232,079	231,146
前払年金費用	31,734	23,941
繰延税金資産	59,229	61,623
その他	25,580	24,980
貸倒引当金	14,510	14,510
投資その他の資産合計	2,330,010	1,726,502
固定資産合計	2,605,582	2,009,059
資産合計	19,608,265	15,398,053

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	15,536	6,352
前受投資助言報酬	631	627
未払金	625,305	544,430
未払収益分配金	5	3
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	512,821	431,312
その他未払金	107,476	108,112
未払費用	202,822	162,268
未払法人税等	105,393	116,262
未払消費税等	—	62,714
賞与引当金	11,400	8,800
流動負債合計	961,089	901,455
固定負債		
退職給付引当金	310,078	323,196
役員退職慰労引当金	17,880	22,830
資産除去債務	89,658	90,582
長期未払金	67,901	29,100
固定負債合計	485,518	465,709
負債合計	1,446,608	1,367,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	10,500,468	6,382,996

利益剰余金合計	16,398,960	12,281,488
株主資本合計	17,965,460	13,847,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	196,196	182,899
評価・換算差額等合計	196,196	182,899
純資産合計	18,161,657	14,030,887
負債・純資産合計	19,608,265	15,398,053

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,964,360	10,157,808
運用受託報酬	40,492	33,847
投資助言報酬	28,800	28,878
営業収益合計	11,033,653	10,220,534
営業費用		
支払手数料	5,343,010	4,745,695
広告宣伝費	183,752	162,932
公告費	—	118
受益権管理費	17,749	17,200
調査費	1,601,396	1,731,126
調査費	305,474	296,917
委託調査費	1,295,921	1,434,208
委託計算費	272,941	261,181
営業雑経費	340,974	352,370
通信費	57,308	57,912
印刷費	216,118	225,307
諸経費	56,348	58,103
協会費	8,137	7,869
諸会費	3,061	3,177
営業費用合計	7,759,824	7,270,626
一般管理費		
給料	1,490,747	1,333,803
役員報酬	120,600	109,200
給料・手当	1,364,335	1,223,313
賞与	5,811	1,290
交際費	21,170	14,908
寄付金	16,786	15,991
旅費交通費	39,050	32,341
租税公課	51,822	46,444
不動産賃借料	219,956	215,864
賞与引当金繰入	11,400	6,910
退職給付費用	78,631	66,223
役員退職慰労引当金繰入	6,500	4,950
固定資産減価償却費	31,740	34,494
諸経費	336,645	308,860

一般管理費合計	2,304,450	2,080,793
営業利益	969,377	869,115

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	36,327	1	27,286
受取利息		1,329		1,295
約款時効収入		3		2
雑益		2,989		1,517
営業外収益合計		40,650		30,101
営業外費用				
固定資産除却損	2	253	2	0
為替差損		257		71
雑損		94		—
営業外費用合計		605		71
経常利益		1,009,422		899,144
特別利益				
有価証券償還益		—		27,529
投資有価証券売却益		646		1,542
投資有価証券償還益		71		195
親会社株式売却益		130,424		—
特別利益合計		131,141		29,268
特別損失				
有価証券償還損		—		28,197
投資有価証券売却損		13,131		5,890
投資有価証券償還損		1,560		380
ゴルフ会員権売却損		—		229
ゴルフ会員権評価損		1,125		—
特別損失合計		15,816		34,698
税引前当期純利益		1,124,747		893,714
法人税、住民税及び事業税		338,839		274,953
法人税等調整額		10,269		3,474
法人税等合計		349,108		278,427
当期純利益		775,639		615,286

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
							利益剰余金合計			

当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									276,335	276,335	276,335
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	-	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当期変動額												
剰余金の配当						37,125	37,125		37,125			37,125
当期純利益						615,286	615,286		615,286			615,286
自己株式の取得								4,695,634	4,695,634			4,695,634
自己株式の消却						4,695,634	4,695,634	4,695,634				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										13,297	13,297	13,297
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,117,472	4,117,472	-	4,117,472	13,297	13,297	4,130,769
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	-	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	25,616千円	37,598千円
器具備品	97,870 "	108,705 "
計	123,486 "	146,303 "

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	12,720千円	8,480千円

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具備品	253千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

（変動事由の概要）

- 自己株式の普通株式数の増加270,299株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。
- 発行済株式の普通株式数及び自己株式の普通株式数の減少270,299株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2020年3月31日	2020年6月24日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	396,091	169,753
合計	622,429	396,091

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 有価証券	90,390	90,390	—
(3) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(4) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(5) 親会社株式	348,548	348,548	—
(6) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(7) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(8) 未払法人税等	105,393	105,393	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,807,346	11,807,346	—
(2) 有価証券	464,800	464,800	—
(3) 未収委託者報酬	939,305	939,305	—
(4) 投資有価証券	555,426	555,426	—
(5) 親会社株式	290,033	290,033	—
(6) 長期差入保証金	231,146	230,085	1,061
(7) 未払金（未払手数料）	431,312	431,312	—
(8) 未払法人税等	116,262	116,262	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（7）未払金（未払手数料）、（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（6）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	11,807,346	—	—	—
未収委託者報酬	939,305	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	464,800	123,493	62,592	—
長期差入保証金	—	4,808	—	226,338
合計	13,211,451	128,302	62,592	226,338

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	647,368	328,806	318,562
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	10,465	12,350	1,885
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	715,886	772,183	56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	626,317	328,806	297,511
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	89,006	80,000	9,006
小計		715,323	408,806	306,517
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	7,930	12,350	4,420
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	587,006	625,483	38,477
小計		594,936	637,833	42,897

合計		1,310,259	1,046,639	263,619
----	--	-----------	-----------	---------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	283,000	130,424	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	137,652	1,542	5,890
合計	137,652	1,542	5,890

3．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	595,688	611,083
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
数理計算上の差異の発生額	13,891	38,262
退職給付の支払額	25,631	52,705
その他	—	6,061
退職給付債務の期末残高	611,083	578,531

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	343,897	350,120
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の発生額	4,398	10,103
事業主からの拠出額	17,595	15,462
退職給付の支払額	8,692	29,100
年金資産の期末残高	350,120	328,129

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	296,922	280,958
年金資産	350,120	328,129
	53,197	47,171
非積立型制度の退職給付債務	314,160	297,572
未積立退職給付債務	260,962	250,401
未認識数理計算上の差異	17,380	48,853
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255
退職給付引当金	310,078	323,196
前払年金費用	31,734	23,941
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
期待運用収益	1,719	1,750

数理計算上の差異の費用処理額	11,368	3,313
確定給付制度に係る退職給付費用	64,566	53,917

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	37.8%	33.4%
一般勘定	31.1%	32.4%
債券	18.2%	21.6%
その他	12.9%	12.6%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.00%	0.03%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,786千円、当事業年度12,134千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,946	98,962
役員退職慰労引当金	5,474	6,990
賞与引当金	3,490	2,694
ゴルフ会員権評価損	2,182	918
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	17,815	13,135
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,453	27,736
未払事業税	8,927	8,720
未払不動産賃借料	32,672	20,791
その他	4,884	4,915
繰延税金資産の合計	205,108	192,125

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	104,404	93,855
未収配当金	6,003	4,098
資産除去債務に対応する除去費用	25,753	25,216
前払年金費用	9,717	7,330
繰延税金負債の合計	145,878	130,501
繰延税金資産(負債)の純額	59,229	61,623

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	88,744	89,658
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	914	923
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	89,658	90,582

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファ ンドの募 集取扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払 手 数 料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.43%	当社ファ ンドの募 集取扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,453,627 (注1)	未払 手 数 料	239,547 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

1株当たり純資産額	22,014円13銭	25,294円50銭
1株当たり当期純利益金額	940円16銭	897円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	775,639千円	615,286千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	775,639千円	615,286千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	685,419株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	18,161,657千円	14,030,887千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	18,161,657千円	14,030,887千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	554,701株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2020年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2020年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500	
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	
a u カブコム証券株式会社	7,196	
株式会社 S B I 証券	48,323	
香川証券株式会社	555	
寿証券株式会社	305	
篠山証券株式会社	100	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社 証券ジャパン	3,000	
荘内証券株式会社	100	
ニュース証券株式会社	1,000	
ばんせい証券株式会社	1,558	
播陽証券株式会社	112	
北洋証券株式会社	3,000	
益茂証券株式会社	515	

むさし証券株式会社	5,000
明和証券株式会社	511
楽天証券株式会社	7,495

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。2020年3月末日現在）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年11月29日	臨時報告書
2020年 2月17日	有価証券届出書
2020年 2月17日	有価証券報告書
2020年 3月 3日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本」リートオープン（毎月分配型）の2019年11月21日から2020年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本」リートオープン（毎月分配型）の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連

する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。